

(案)

# 単価契約書（物品）

## 1 品名、規格及び単価

品名	規格	単位	消費税及び地方消費税を含まない額	取引にかかる消費税及び地方消費税の額	契約単価
廃食油	仕様書のとおり	kg	円	円	円

※「取引にかかる消費税及び地方消費税の額」は、消費税法第28条第1項及び第29条、地方税法第72条の82及び第72条の83の規定により算出したもので、契約単価に110分の10を乗じて得た額である。

2 契約期間 契約締結日から令和7年3月31日まで

3 契約保証金

5 引渡場所 別紙「排出小学校等一覧（若葉区・緑区）」のとおり

6 引渡予定数量 18,900kg/年

上記物品の売買について売払人と買受人とは、各々の対等な立場における合意に基づいて、次の条項によって単価契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

本契約の証として、本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

令和6年 月 日

売払人

千葉市中央区千葉港1番1号

千葉市

千葉市長 神谷俊一 印

住所（所在地）

買受人 商号又は名称

代表者

印

(物品の品質等)

第1条 物品の品質、構造、形状、引渡方法等は仕様書によるものとする。

(引渡回数等の変更)

第2条 買受人及び売払人は、引き渡す廃食油の量が著しく少量である場合等の事情があるときは、双方協議の上、引渡回数を少なく変更することができる。

2 買受人は災害その他やむを得ない理由により予定期日に引渡しを受けられないときは、予め売払い人の承諾を得たうえで、予定期日の延期等を行うことができる。

3 買受人は、前2項の規定により変更が生じたときは、変更後の内容を売払人に対し、文書で速やかに報告しなければならない。

(所有権)

第3条 売払人が買受人に引渡す物品の所有権は、売払人が引渡場所において買受人に引渡ししたとき、売払人から買受人に移るものとする。

2 買受人は、物品の引渡しにあたって、仕様書に定めるもののほか、売払人と協議のうえ、行うものとする。

(引渡数量の報告)

第4条 買受人は、引渡数量について、売払人が指定する報告書により売払人に報告するものとする。

2 前項による報告は、4月から9月に引渡しを行ったものについては10月10日までに、10月から翌3月までに引渡しを行ったものについては翌4月10日までにを行うものとする。

(売払金額の算出及び納入)

第5条 前条の報告を受けた売払人は、当該報告が適正であると認めた場合、契約単価に物品の引渡数量を乗じて積算した金額を売払金額として算出し、半期ごとに納入期日を付した納入通知書を発行し、買受人に送付するものとする。なお、算出した金額に1円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てるものとする。

2 買受人は、当該金額を売払人の指定する納入期日までに売払人指定金融機関へ納入するものとする。

(遅延損害金)

第6条 買受人は、前条第2項による期日までに売払金額を納入しない場合には、その翌日から売払金額を納入した日までの日数に応じ、売払金額につき法定利率で計算した金額に相当する遅延損害金を売払人に納入しなければならない。

(充当の順序)

第7条 買受人が売払金額とその遅延損害金を納入すべき場合において、納入した金額は売払金額から充当する。

(売払人の催告による解除権)

第8条 売払人は、買受人が次の各号のいずれかに該当するときは相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(1) 買受人が契約期間内にこの契約を履行しないとき、又は履行の見込みがないとき。

(2) 契約の締結又は履行について不正な行為があったとき。

(3) 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

(売払人の催告によらない解除権)

第9条 売払人は、買受人が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

(1) 第14条の規定に違反したとき。

(2) この契約の履行ができないことが明らかであるとき。

(3) 買受人がこの契約の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(4) 買受人の債務の一部の履行が不能である場合又は買受人がその

債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。

(5) 物品の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、買受人が履行をしないのでその時期を経過したとき。

(6) 前各号に掲げる場合のほか、買受人がその債務の履行をせず、売払人が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。

(7) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）が経営に実質的に関与していると認められる者に契約金債権を譲渡したとき。

(8) 公正取引委員会が、買受人に対し私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第7条又は第8条の2の規定による排除措置命令を行い、当該命令が確定したとき。

(9) 公正取引委員会が、買受人に対し独占禁止法第7条の2第1項（同法第8条の3において準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を行い、当該命令が確定したとき。

(10) 買受人（買受人が法人の場合にあつては、その役員又はその使用人）が、刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は第198条の規定に該当し、刑が確定（執行猶予の場合を含む。以下同じ。）したとき。

(売払人の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第10条 第8条各号又は前条各号に定める場合が売払人の責めに帰すべき事由によるものであるときは、売払人は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

(違約金)

第11条 次の各号のいずれかに該当するときは、買受人は、契約金額（この契約により定められた契約単価に、発注予定数量を乗じて得た額をいう。以下この条及び次条において「契約金額」という。）の10分の1に相当する額を違約金として売払人の指定する期間内に支払わなければならない。

(1) 第8条又は第9条の規定によりこの契約が解除されたとき。

(2) 買受人がその債務の履行を拒否し、又は買受人の責めに帰すべき事由によって買受人の債務について履行不能となったとき。

2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

(1) 買受人について破産手続開始の決定があつた場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人

(2) 買受人について更生手続開始の決定があつた場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人

(3) 買受人について再生手続開始の決定があつた場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

3 第1項各号に定める場合（前項の規定により第1項第2号に該当する場合とみなされる場合を除く。）がこの契約及び取引上の社会通念に照らして買受人の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第1項の規定は適用しない。

4 第1項の場合（第9条第7号から第10号までの規定により、この契約が解除された場合を除く。）において、契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、売払人は、当該契約保証金又は担保をもって同項の違約金に充当することができる。

(談合その他の不正行為に係る賠償額の予定)

第12条 買受人は、この契約に関して第9条第8号から第10号ま

でのいずれかに該当するときは、売払人がこの契約を解除するか否かを問わず、かつ、売払人が損害の発生及び損害額を立証することを要することなく、契約金額の10分の2に相当する額の賠償金を支払わなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りではない。

(1) 第9条第8号又は第9号に該当する場合において、確定した命令の対象となる行為が独占禁止法第2条第9項第3号及び第6号に基づく不公正な取引方法（昭和57年6月18日公正取引委員会告示第15号）第6項に規定する不当廉売の場合その他売払人が特に認める場合。

(2) 第9条第10号のうち、買受人（買受人が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人）が、刑法第198条の規定に該当し、刑が確定したとき。ただし、買受人について同法第96条の6の規定に該当し、刑が確定したときを除く。

2 独占禁止法第7条の2第1項（同法第8条の3において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令又は同法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が買受人又は買受人が構成事業者である事業者団体（以下「買受人等」という。）に対して行われたときは、買受人等に対する命令で確定したものをいい、買受人等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。第4項第2号において同じ。）により、買受人等に同法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が買受人に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるときにおいては、契約金額の10分の2に相当する額の賠償金を支払わなければならない。

3 この契約に関し、買受人の独占禁止法第89条第1項又は第95条第1項第1号に規定する刑が確定したときにおいては、契約金額の10分の2に相当する額の賠償金を支払わなければならない。

4 この契約に関し、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当したときは、買受人は、売払人の請求に基づき、前3項に規定する契約金額の10分の2に相当する額のほか、契約金額の100分の5に相当する額を売払人の指定する期間内に支払わなければならない。

(1) 第2項に規定する確定した納付命令における課徴金について、独占禁止法第7条の3第2項又は第3項の規定の適用があるとき。

(2) 第2項に規定する納付命令若しくは排除措置命令若しくは刑法第96条の6又は第3項に規定する刑に係る確定判決において、買受人（買受人が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人を含む。）が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。

5 第1項から第4項までの規定は、この契約による履行が完了した後においても適用するものとする。

6 買受人は、契約の履行を理由として、第1項から第4項までの賠償金を免れることができない。

7 第1項から第4項までの規定は、売払人に生じた実際の損害額が賠償金の額を超える場合において、超過分につきなお請求することを妨げるものではない。買受人が賠償金を支払った後に、実際の損害額が賠償金の額を超えることが明らかとなった場合においても、同様とする。

#### (違約金等の徴収)

**第13条** 買受人がこの契約に基づく違約金又は賠償金を売払人の指定する期間内に支払わないときは、買受人は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、法定利率で計算した額の遅延利息を売払人に支払わなければならない。

#### (履行の委任及び債権の譲渡禁止)

**第14条** 買受人は、売払人の許可を受けた場合を除くほか、この契約に基づく債務の履行の委任及び債権の譲渡をしてはならない。

#### (賠償責任)

**第15条** 買受人は、本契約の履行にあたって、買受人の責に帰する事由により、売払人又は第三者に損害を与えたときは、その賠償の責を負わなければならない。

#### (法令等の遵守)

**第16条** 買受人は、本契約の履行にあたって、関連する法令等を遵守しなければならない。

#### (協議)

**第17条** この契約書に定めのない事項については必要に応じ、売払人、買受人協議のうえ定めるものとする。

### 暴力団等排除に係る契約解除と損害賠償に関する特約

#### (総則)

**第1条** この特約は、この特約が添付される契約（以下「契約」という。）と一体をなす。

#### (表明確約)

**第2条** 契約の相手方（以下「買受人」という。）は、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。

(1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。以下同じ。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合はその代表者、非常勤を含む役員、その支店若しくは営業所を代表する者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である。

(2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者に不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている。

(3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している。

(4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている。

(5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している。

2 買受人は、前項各号のいずれかに該当する者を下請負人等（下請負人（下請が数次にわたるときは、すべての下請負人を含む。）、受任者（再委任以降のすべての受任者を含む。）及び下請負人若しくは受任者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。）としないことを確約する。

#### (暴力団等排除に係る解除)

**第3条** 千葉県（以下「売払人」という。）は、買受人が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 買受人が前条第1項各号に該当するとき。

(2) 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が前条第1項各号のいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

(3) 買受人が、前条第1項各号のいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合に、売払人が買受人に対して当該契約の解除を求め、買受人がこれに従わなかったとき。

2 買受人が協同組合及び共同企業体である場合における前項の規定については、その代表者又は構成員が同項各号のいずれかに該当した場合に適用する。

3 買受人は、前2項の規定により契約が解除された場合は、違約金として、契約金額の10分の1に相当する額を売払人が指定する期限までに支払わなければならない。

4 契約を解除した場合において、契約保証金が納付されているとき

は、売払人は、当該契約保証金を違約金に充当することができる。

- 5 売払人は、本条第1項及び第2項の規定により契約を解除した場合は、これにより買受人に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。
- 6 本条第1項及び第2項の規定により契約が解除された場合に伴う措置については、契約の定めるところによる。

**(不当介入の排除)**

**第4条** 買受人は、契約の履行に当たり、以下の事項を遵守しなければならない。

- (1) 暴力団又は暴力団員から不当又は違法な要求並びに適正な履行を妨げる行為（以下「不当介入」という。）を受けたときは、毅然として拒否し、その旨を速やかに売払人に報告するとともに、所轄の警察署に届け出ること。
- (2) 買受人の下請業者が、暴力団又は暴力団員から不当介入を受けたときは、毅然として拒否し、買受人に速やかに報告するよう当該下請業者を指導すること。また、下請業者から報告を受けた際は、速やかに売払人に報告するとともに、所轄の警察署に届け出ること。

**(不当介入排除の遵守義務違反)**

**第5条** 売払人は、買受人が前条に違反した場合は、千葉県物品等入札参加資格者指名停止措置要領の定めるところにより、指名停止の措置を行う。買受人の下請業者が報告を怠った場合も同様とする。